

西尾市が抱える

産廃処分場問題のいま

一色町生田地区には、産業廃棄物最終処分場（産廃処分場）の問題が2つあります。一つは、過去に民間の事業者が産廃処分場を設置し、廃棄物の埋め立てを行った後、排水処理を行わずに「放置された産廃処分場の跡地」問題。もう一つは、新たな事業者が跡地を取り囲む区域で計画している「新たな産廃処分場の建設」問題。いずれも、地域住民だけでなく、市全体で考えなくてはならない重要な問題です。

環境保全課環境保全担当（☎34・8111／クリーンセンター内）

これまでの経緯

昭和59年 事業者が産廃処分場

（第1・第2工区／3ページ位置図）の設置届を県に提出

※埋立品目：鉱さい

平成6年 事業者が産業廃棄物及び一般廃棄物の最終処分場（第3工区／3ページ位置図）を拡張

※埋立品目：燃え殻、汚泥、廃プラスチック、鉱さいなど

平成15年 事業者が排水処理施設の運転を停止。以降、処分場を放置

平成18年 施設設置の許可権者である県が、最終処分場の許可を取り消し

平成25年 三重県の事業者が放置された産廃処分場を取り囲む区

域での「新規産廃処分場の設置と、跡地の廃棄物の無害化」を市に提案

平成26年

- ・ 県漁業協同組合連合会（県漁連）西三支部と一色地区町内会長連絡協議会が、産廃処分場建設に反対する要望書を市長に提出
- ・ 市議会が産廃処分場建設反対を決議。県知事宛てに意見書を提出

平成27年

- ・ 放置された産廃処分場の跡地問題の解決手法を協議するため、地域住民や産業団体の代表、弁護士や大学教授などの有識者で構成する「一色地区産廃跡地問題地域会議（地域会議）」を市が設置

平成27年 県漁連が産廃処分場建設反対を

求める要望書を県知事宛てに提出

- ・ 一色町生田町内会などが、産廃処分場建設反対の署名（818人分）と要望書を県知事宛てに提出

地元住民などが産廃処分場建設阻止などを目的に「三河湾沿岸の環境・生活・産業を守る会（三河湾を守る会）」を設立

- ・ 三河湾を守る会が産廃処分場建設反対の署名（一色地区の市民2万5355人分）と要望書を県知事と県議会議長宛てに提出

平成28年 三河湾を守る会が産

廃処分場建設反対の署名（一色地区以外の市民2万6470人分）と要望書を県知事宛てに提出。県に対する指導や法律の規制強化を求める要望書を環境大臣宛てに提出

平成29年

- ・ 市議会が、産廃処分場建設を許可しないことを求める意見書（1月）と、産廃処分場建設に反対する意見書（5月）を県知事宛てに提出

中村市長が新たな産廃処分場の



すべては未来のために

建設について、これまでと同様に反対していくことを市議会7月臨時会で所信表明

放置された跡地の問題

■概要

面積 約15ヘクタール

事業内容 産廃処分場（管理型処分場）

埋立容量 約67万4000立方メートル

※一般廃棄物最終処分場も兼ねていたため、平成6年～11年に、当時の西尾幡豆広域圏組合が処理した可燃ごみの焼却灰も処分されています。

■市の対応

26年に設置した地域会議では、問題の概要や法の適用とともに、現在、県や市が実施している周辺水路の水質・底質の環境調査で異常が見られていないことなどの情報を共有。現地を確認した上で、廃棄物の全量運び出しやその場所での封じ込めという解決手法を検討してきました。

●29年7月の第5回地域会議で示された3つの方向性



産廃処分場の位置図

□ 新たな産廃処分場の計画地 □ 放置された産廃処分場の跡地

① 放置された産廃処分跡地はアシやススキなどの植物が繁茂し、隣接する排水路を含め、鳥類や爬虫類などいろいろな生物が確認できる。特に葦原では、絶滅危惧種の野鳥・チュウヒが越冬している状況から、跡地が周辺の生活環境や自然環境に影響を及ぼしているとは考えにくいため、掘り返しなどはせず、当面の間、環境の監視を継続するのが望ましい。

② 現在、県や市が行っている周辺水路の水質・底質の調査の頻度などを見直し、環境を監視すること。また、これまで行われていない地表面へのガスの発生状況の調査を検討すること

③ 環境調査の結果を協議できる組織づくりを検討すること

これらの方向性は「提案書」としてまとめられ、8月10日に市長に提出されました。市長は「専門的知見を踏まえた提案であるため、内容を尊重し、対応を考えたい」と回答しました。今後、県と協議し、対応を検討していく予定です。

新たな建設の問題

■概要

この概要は、25年7月に事業者から市に提案された内容を抜粋しています。詳細な計画は現段階では示されていません。

面積 約53ヘクタール

事業内容 産廃処分場（管理型処分場）、中間処理施設

処理品目 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ダスト類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類、鋳さい、第13号廃棄物、廃油 など

埋立容量 最大約1000万立方

メートル

※年間30万トン、月間2.5万トン、1日平均1250トン

埋立期間 40年～50年

■市の対応

29年5月10日、産廃処分場の建設地に適さないとして、新たな処分場の建設に許可を与えないことを求める要望書を県知事宛てに提出。産廃処分場の建設に反対する姿勢を明確に示しました。

29年8月、周辺地域の影響を調査・研究するため、環境影響評価や地盤工学、経済学を専門とする大学教授などで構成する「産廃処理施設建設計画影響調査研究会（研究会）」を設置。

影響調査研究会が報告書を提出

新たな処分場の建設回避を

一色町生田地区には、過去に民間の事業者が産業廃棄物処分場（産廃処分場）を設置し、廃棄物の埋め立てを行った後、排水処理を行わずに放置した産廃処分場の跡地があります。その跡地を取り囲む区域で、三重県の事業者が新たな産廃処分場の建設を計画しています。

29年8月から新たな産廃処分場建設地としての適否を検討してきた産廃処理施設建設計画影響調査研究会（影響調査研究会）は3月29日、「新たな処分場の建設は回避が望ましい」と市長に報告しました。

産廃処理施設建設計画影響調査研究会（影響調査研究会）は3月29日、**産廃処理施設建設計画影響調査研究会**（〒34・8111／クリーンセンター内）

市長への報告



3月29日に、影響調査研究会の片山会長と折出副会長が「西尾市産業廃棄物処理施設の建設による周辺環境等への影響に関する研究

結果報告書（報告書）を市長に手渡しました。報告書では「一色町生田竹生新田地内における産廃処分場の建設は多方面にわたって悪影響を及ぼすことが明白になった。現世代のみならず、次世代の西尾市民、また愛知県民にとって不利益をもたらす今回の産廃処分場の建設は回避されることが望ましい」と結論付けられています。

報告を受けた中村市長は「南海トラフ地震に起因する影響をはじめ、貴重な野鳥の生息地や子どもたちの教育環境への影響があり、三河湾全体の問題であることが証明された。報告書を県に示し、影響が多方面に及ぶことを主張していく」と述べました。

委員の意見

■自然生態系の観点から

一色町には、多くの野鳥が生息し、国と県が指定する絶滅危惧種の野鳥が多く生息している。これは、一色干潟とその沿岸に葦原が広がり、汽水・淡水の水面や湿地が多く残るためと考えられる。

計画地に産廃処分場が建設された場合、一色町に残された汽水・淡水の生息環境が消滅し、絶滅危惧種をはじめとする多くの野鳥が生息地を失う。

■三河湾の環境の観点から

一色干潟域は、三河湾の中でも優良なアサリの漁場であり、良質なノリの養殖が行われている。計画地周辺では、地域ブランド「一色産うなぎ」の養殖が盛んに行われている。

南海トラフ地震が起き、津波による堤防破壊や冠水が発生すれば、産廃に含まれる何らかの有害物質が三河湾に流出することが予測される。

有害物質が流出した場合、愛知

影響調査研究会

委員の皆さん 敬称略

氏名	分野	所属
片山幸士	環境影響評価	学校法人穂の香学園常務理事
折出健二	教育環境	人間環境大学看護学部特任教授
木曾祥秋	環境技術	豊橋技術科学大学名誉教授
鈴木輝明	内湾環境	名城大学大学院総合学術研究科特任教授
高橋伸夫	野鳥環境	NPO法人愛知生物調査会理事長
中山恵子	地域経済	中京大学経済学部教授
野田利弘	防災技術 地盤工学	減災連携研究センター教授

検討協議の経過

29年8月29日 第1回。現地視察、産廃処分場建設計画の概要・計画地周辺の教育施設の立地状況、地震被害想定などの説明

10月25日 第2回。高橋委員が「一色町に生息する野鳥」、鈴木委員が「三河湾への影響」を発表



産廃処分場の位置図

- 新たな産廃処分場の計画地
- 放置された産廃処分場の跡地

県のみならず、全国の食卓に安心・安全な水産物を供給することが難しくなる。また、県全体の漁業従事者の生活が大きく損なわれる可能性がある。

■ 汚染物質の観点から

● 計画されている産廃処分場の底部は遮水シートが施工されるが、遮水シートの破損は、地下水さらには海水の汚染につながる。この地域で南海トラフ地震が発生し、地盤が液化化した場合、遮水シートが大きく破損す

ることが予想される。その場合、地下水や周辺海域が汚染されることが予測され、立地場所としての適正が疑われる。

● 全国各地の産廃処分場周辺の地下水が環境基準を超えた例が報告されているが、継続調査以外の措置が取られていない。環境ホルモンとみなされるさまざまな化学物質が検出されているが、規制物質ではないため、通常は測定されず、放流先の海洋生物への影響を予測する方法がないのが現状である。

■ 教育環境の観点から

● 計画地には一色中学校が隣接し、一色東部小学校も近距離にあるため、教育環境への影響を詳細に調査する必要がある。

● 産廃処分場が建設されると、悪臭や空気の汚れ、作業する重機の騒音などの問題が発生し、学校生活を送る児童と生徒への大きな影響が懸念される。産廃を運ぶダンプカーが一日に何百台も通行すれば、通学時の危険につながる可能性があり、適当とは言えない。

■ 経済の観点から

● 特産物の生産量の減少やそれに

伴う所得の減少、衛生・騒音などによる健康面・精神面での被害など、その影響は計り知れない。産廃処分場による環境・風評被害が発生した場合、地域住民への経済的な悪影響が考えられる。

● 産廃処分場が建設されても、雇用創出などの経済的効果は希薄と思われる。

■ 防災・地盤の観点から

● 南海トラフ地震が30年以内に発生する確率は70〜80%で、切迫性が強い。

● 計画地は液化化リスクが極めて高い。海抜0メートル地帯であり、地震時には地盤がさらに沈下し、長期にわたり水がたまる可能性が高い。

● 地震による海岸堤防の破壊・沈下が予想されるため、堤防機能は期待できない。

● 地球温暖化に伴い海面が上昇することが考えられ、台風や高潮による浸水の危険性がある。



委員が現地視察を行い、計画地が一色中学校と距離が近いことなどを確認

11月29日 第3回。元御嵩町長の柳川喜郎氏が「御嵩町産廃問題のあらまし」をテーマに講演。木曾委員が「産業廃棄物処分場の現状と課題」を発表

1月15日 第4回。折出委員が「教育環境の観点からの考察」、中山委員が「経済学的見地からの提言」、野田委員が「南海トラフ地震において西尾市沿岸域で予想される液化・津波などによる被害について」を発表

2月20日 会長・副会長協議。研究結果の取りまとめ

3月15日 第5回。研究結果報告書について協議